

お知らせ 各種相談

6月は「就職差別撤廃月間」です 「しない させない 就職差別」



就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

■ 就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。



電話 ☎ 6210-9518

(月間中(閉庁日を除く)9:30~17:30)

メール rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

(Eメールでの相談受付は月間中随時)

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室 ☎ 6210-9518

令和5年度の国民健康保険料について

● 保険料の決定

令和5年度国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。令和5年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

令和5年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料 (世帯あたり)	30,321円	10,494円	
均等割保険料 (被保険者 あたり)	被保険者数 ×30,798円	被保険者数 ×10,659円	介護保険第2号 被保険者数 ×19,543円
所得割 保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険 第2号被保険者)ごとに昨年中総所 得金額-43万円		
	8.78%	3.09%	2.94%
最高 限度額	65万円	20万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。令和5年度より介護分保険料の平等割保険料はかかりません。

● 保険料の改定

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。令和5年度の本市一人当たり平均保険料は、医療給付費等の自然増や新型コロナウイルス感染症の影響等により、+13.9%の改定が必要なところ、コロナ禍や物価高騰などの現在の状況を考慮して、本市国保基金を約28億円充当することにより、令和5年度は+10.3%の改定としております。

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9956

令和5年度 市民税・府民税 納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(金)です。なお、3月16日(木)以降に所得税の確定申告または個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。予測しない失業や大幅な所得減少

(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をぜひご利用ください。また、スマートフォン決済アプリ(各種Pay等)、クレジットカードによる納付も可能です。個人市・府民税の詳細、納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。



←市民税・府民税の
通知について



←納付方法

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ

個人市民税担当 ☎ 4397-2953

(平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00))

介護保険利用者負担限度額 認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日です。更新希望の方は6月30日(金)までに申請してください。なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通

知書等の写しを添付し申請してください。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9859

後期高齢者医療保険料決定通知書の 主要内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主要内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、お住まいの区の区役所後期高齢者医療制度業務担当に電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項 住所、氏名、生年月日

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9956

児童手当 現況届について

毎年6月1日における状況を公簿等で確認できる受給者については、原則、現況届の提出が不要となります。ただし、現況届が必要となる受給者の方へは、個別に送付しますので、お早めに保健福祉課(こども福祉)へご提出ください。現況届を提出されない場合は、令和5年6月分(令和5年10月支払分)以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9156



東成区役所での各種無料相談(6月1日~7月10日)

対象 大阪市民の方

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内容	日時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	6月 1日、8日、 15日、22日 7月 6日 すべて木曜 13:00~17:00	事前予約 《事前オンライン予約(先着4名)》 相談日の6日前から翌週火曜日 《事前電話予約》☎6977-9040 相談日の前開庁日の12:00から 予約受付専用電話で受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 ☎6977-9683 予約方法は こちらから
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に 関する登記、その他法律相談) 定員 12人	6月 25日(日) 9:30~12:30	事前予約 《事前オンライン予約(先着6名)》 前相談日の翌日から翌月10日 《事前窓口・電話予約》 オンライン予約期間終了後、6月23日(金) までに区役所3階総務課窓口または電話で 受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政相談 (国の仕事や サービスに ついての相談) 定員 4人	6月 16日(金) 13:00~15:00	事前予約 6月9日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の 相談)	6月 7日(水) 7月 5日(水) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーに直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
不動産相談	6月 9日(金)、 23日(金) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場での トラブル等の相談)	6月 21日(水) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15~17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
相談支援員による 不安や心配ごとの相談	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) ☎6977-9126
ごみの啓発・ 相談コーナー (ベビー服・子ども服の無料提 供、フードドライブも同時開催 しています。)	6月 22日(木) 14:00~15:00	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 東部環境事業センター ☎6751-5311 ※ベビー服、子ども服が不足しています。汚れがなく、再使 用できるものであれば、少量でも訪問回収しますので、ご 連絡ください。
障がいの いろいろ相談会	6月 9日(金) 13:00~15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 ☎6977-9857

■ 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。